

火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】に関する アンケート結果

2024年10月3日

目次

1. アンケートの概要	P. 3
2. 帳票の発行年月日	P. 7
3. 帳票の一覧表示及び一括出力	P. 9
4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見.....	P.11

1. アンケートの概要（1 / 4）

- 火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】に関してPMOツールを経由してベンダーから照会があった。
- 照会内容のうち、実際の運用を確認した上で検討する必要がある事項について、自治体及びベンダーの意見を収集するためにアンケートを実施した。

■PMOツール経由の照会内容（1 / 2）

No.	課題名	課題内容（照会内容）	回答内容	備考
1	火葬等許可事務システムのEUC機能について	火葬等許可事務システム 機能・帳票要件【第1.0版】 機能ID：0390028 内容：EUC機能については標準仕様書間の横並び方針により追加された要件であると認識しておりますが、別紙2-2管理項目の「管理項目」と別紙3帳票詳細要件の「システム印字項目」ではほとんど差が無く、別紙2-2の項目をEUC機能で抽出・分析・加工する必要のある業務（事務処理）が考えづらいです。また、単一の市区町村のみの情報では統計情報等として利活用できるほどのデータ量ではないと（情報に偏りが出てしまうものと）考えられます。オプション機能への見直しをお願いします。	EUC機能については、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書において実装必須機能とされていることから、御指摘の見直しをすることは困難であると考えます。	アンケートの対象外

1. アンケートの概要（2 / 4）

■PMOツール経由の照会内容（2 / 2）

No.	課題名	課題内容（照会内容）	回答内容	備考
2	火葬等許可事務システムの発行情報について	火葬等許可事務システム 機能・帳票要件【第1.0版】 機能ID：0390035 内容：機能要件としては「帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。」とありますが、弊社としては帳票を出力する際には、発行年月日は必須と考えています。その理由は、任意に日付をできてしまうことは、各種帳票の改ざんの温床（過去に発行していない帳票を、過去に発行済みであると偽ることが可能となってしまふ。）となることが危惧されるため、オプション機能への見直しをお願いします。	自治体へのヒアリング等により実際の運用を確認した上で、再度実装方法について検討します。	アンケートを実施
3	火葬等許可事務システムの一括出力について	火葬等許可事務システム 機能・帳票要件【第1.0版】 機能ID：0390037 内容：機能要件としては「出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。」と、要件の考え方・理由としては「職員の利便性向上による。」と記載されております。確かに職員の利便性の向上につながる機能ではありますが、当該機能が実装されていないければ事務運用ができないといった法制度上の必須機能ではないため、オプション機能への見直しをお願いします。	自治体へのヒアリング等により実際の運用を確認した上で、再度実装方法について検討します。	アンケートを実施

1. アンケートの概要（3 / 4）

- 当検討会の構成員となっている自治体（9団体）を対象に、以下の内容でアンケートを実施した。

■アンケート項目・内容（自治体）

No.	アンケート項目（機能・帳票要件）	アンケート内容
(1)	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390035 「帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。」	① 現在、火葬等許可証の発行年月日の記入方法を選択してください。 （選択肢：「システムで自動入力」「システムで手入力」「印刷して手書き」） ② ①で「システムで自動入力」と回答された場合、発行年月日を変更することがあるか選択してください。（選択肢：「ある」「ない」） ③ ②で「ある」と回答された場合、どのような場合に発行年月日を変更するのか記入してください。
(2)	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390037 「出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。」	① 出力可能な帳票が複数ある場合に一括で出力することはありますか。（選択肢：「ある」「ない」） ② ①で「ある」と回答された場合、運用上どのような場合に帳票を一括で出力するか記入してください。 ③ ①で「ない」と回答された場合、帳票を一括で出力できないことによる不都合や業務上の課題があれば記入してください。
(3)	火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】に関して、お気づきの点があれば記入ください。	（自由記入）

1. アンケートの概要（4 / 4）

- 当検討会の構成員となっているベンダー（6社）を対象に、以下の内容でアンケートを実施した。

■ アンケート項目・内容（ベンダー）

No.	アンケート項目（機能・帳票要件）	アンケート内容
(1)	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390035 「帳票の発行年月日は任意で設定し、出力できること。」	① 火葬等許可証の発行年月日について、変更して出力できる機能はありますか。（選択肢：「ある」「ない」） ② ①で「ある」と回答された場合、機能を実装した理由がわかれば記入してください。 ③ ①で「ない」と回答された場合、発行年月日を変更できる機能を実装した場合における実装上の影響や懸念点があれば記入してください。
(2)	(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0390037 「出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票種類が一覧形式で表示され、一括で出力する帳票を指定できること。」	① 出力可能な帳票が複数ある場合、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力できる機能はありますか。（選択肢：「ある」「ない」） ② ①で「ある」と回答された場合、機能を実装した理由がわかれば記入してください。 ③ ①で「ない」と回答された場合、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力する機能を実装した場合における実装上の影響や懸念点があれば記入してください。
(3)	火葬等許可事務システム標準仕様書【第1.0版】に関して、お気づきの点があれば記入ください。	(自由記入)

2. 帳票の発行年月日_アンケート結果（自治体）

- ほとんどの自治体においては火葬等許可証の発行年月日はシステムによって自動入力される。
- 過半数の自治体においては、発行年月日を変更することがない。
- システムで自動入力された発行年月日を変更する場合としては、火葬等許可証を再発行する場合や土日祝日等の閉庁日に手書き交付した火葬等許可証の内容をシステムに入力する場合は挙げられる。

No.	アンケート内容	集計結果（母数：9）
(1)	①現在、火葬等許可証の発行年月日の記入方法を選択してください。	システムで自動入力 : 8
		システムで手入力 : 1
		印刷して手書き : 0
	②①で「システムで自動入力」と回答された場合、発行年月日を変更することがあるか選択してください。	ある : 4
		ない : 5
	③②で「ある」と回答された場合、どのような場合に発行年月日を変更するのか記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> システムで任意の発行年月日を設定できないため、手書きの火葬許可証を用意しそちらに任意の日付を記入している。ケースとしては既に交付した火葬許可証に不備が見つかった際、修正した手書きの火葬許可証を用意し、既に交付した火葬許可証と差し替えを依頼することがある。 当該火葬許可証を再発行する際、再発行する年月日で発行することになる。 火葬前に火葬等許可証の誤りに気づき、差し替えをする場合。 土日祝日等閉庁日に手書きで交付した火葬許可申請に対する火葬許可証の内容を翌開庁日等にシステム入力する際に、入力日がデフォルトで表示・記載されるので、実際に交付した日付に変更し入力する。

2. 帳票の発行年月日_アンケート結果 (ベンダー)

- 発行年月日の変更機能は半数のベンダーが実装していない。実装しているベンダーは、再発行をする場合や手書き発行分をデータ管理する場合のために実装している。
- 不正の温床になる可能性等があるので実装すべきでないという意見や発行年月日を変更する際はシステムでアラートを出すべきという意見もある。

No.	アンケート内容	集計結果 (母数 : 6)
(1)	①火葬等許可証の発行年月日について、変更して出力できる機能はありますか。	ある : 3 ない : 3
	②①で「ある」と回答された場合、機能を実装した理由がわかれば記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 再発行するケースや、データ管理に対応するために機能を実装しています。 <ul style="list-style-type: none"> 休日に日直が交付した火葬等許可証に不備があった場合、正しい内容で再発行して差し替える必要がある。 休日は紙に手書きする運用をし、データ管理のために後日交付した内容をシステム入力する。 開発当初からの機能であり、他の通知系でも発行年月日は変更可能のため、システム全体の方針となります。 特に明確な理由はありません。
	③①で「ない」と回答された場合、発行年月日に変更できる機能を実装した場合における実装上の影響や懸念点があれば記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 発行年月日は自治体で発行した日付であるため、システム日付と一致していない場合、各種ログとも不一致となってしまうと考えます。また、偽造 (不正) の温床になってしまうような機能と考えられ、あえて実装するべきではないと考えます。 原則、発行年月日はシステム日付のため、システム日付以外に変更した場合はアラートを表示する等の考慮が必要と考えます。

3. 帳票の一覧表示及び一括出力_アンケート結果（自治体）

- 過半数の自治体では一括出力することがなく、一括出力できないことによる不都合や業務上の課題も通常運用の範囲では特に感じていない。

No.	アンケート内容	集計結果（母数：9）
(2)	①出力可能な帳票が複数ある場合に一括で出力することはありますか。	ある : 4 ない : 5
	②①で「ある」と回答された場合、運用上どのような場合に帳票を一括で出力するか記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 死体火葬許可申請書と死体火葬許可証、死胎火葬許可申請書と死胎火葬許可証。 火葬許可証交付時に控えも同時に印刷している。この控えは元々火葬許可申請書だったものだが、当自治体の火葬許可事務の見直しに伴い死亡届を火葬許可申請書を兼ねさせたため、同時印刷される火葬許可申請書を火葬許可証の控えとしてレイアウトを変えたもの。必ず一括出力する必要は無いが、元々の仕様で火葬許可証と火葬許可申請書が一括印刷されるようになっていた名残。 火葬許可申請書と火葬許可証。 火葬のみの場合は、火葬許可申請書及び許可証を同時に出力、葬祭場も使用する場合は、葬祭場使用許可申請書及び許可証も同時に出力している。
	③①で「ない」と回答された場合、帳票を一括で出力できないことによる不都合や業務上の課題があれば記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 特にございません。 特に無し。 不都合はない。 通常運用時は不都合ありませんが、震災時など特殊な事情により大量に出力する必要がある場合が想定されます。 火葬簿作成機能がある。期間を指定してまとめて火葬簿（個人毎）が印刷される機能で、当自治体には必要無いが、他市町村によっては需要があるかもしれない。

3. 帳票の一覧表示及び一括出力_アンケート結果 (ベンダー)

- 一括出力により発行漏れを防止できるという意見がある一方で、場合によっては運用上の手間が増えるという意見もある。

No.	アンケート内容	集計結果 (母数 : 6)
(2)	①出力可能な帳票が複数ある場合、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力できる機能はありますか。	ある : 3 ない : 3
	②①で「ある」と回答された場合、機能を実装した理由がわかれば記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 各帳票の印刷情報入力画面を共通にしており、同じ印刷情報をINPUTにする帳票は一括で出力できるようにしています。例えば死体火葬等許可証と死体火葬等許可申請書はINPUTの印刷情報がほぼ同じため、印刷情報入力画面は共通にできます。また、一括出力であれば発行漏れを防げるメリットもあります。 お客様からの要望で追加した機能となります。また、複数の帳票を印刷する場合、「届出人に印鑑をもらう必要がある帳票」をまとめて先に出力可能なように、帳票印刷順を設定で指定可能としています。(導入時の設定で、印刷時に印刷順の変更は出来ません) 火葬等許可証とあわせて、斎場利用許可書などが必要な場合に利用しています。近隣に複数の火葬場所が存在する団体では、指定した火葬場所によって必要な帳票が異なるため、帳票種類を選択して一括印刷しています。
	③①で「ない」と回答された場合、帳票を一覧形式で表示し、一括で出力する機能を実装した場合における実装上の影響や懸念点があれば記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 現状の弊社システムでは出力が必要な複数帳票を画面上で指定することなく一括で出力する仕様としております。該当の複数帳票のうち一部の帳票のみの出力が必要となるケースはほとんど想定されないため、画面上で一覧形式を表示し必要な帳票を指定することは、過剰機能かつ運用上の手間が増えるものと思われます。 システム操作を一通り完了後、出力できる帳票を一括で出力するという仕様を実装した場合、不要な帳票が出力されてしまうのではないかと考えます。(火葬・埋葬関連の帳票であるため、不要な帳票が出力されて悪用される事態は避けるべきかと考えます。)あくまでシステムは職員の事務処理をする補助ですので、職員がシステムで必要な操作をし、システム操作の進捗に合わせて、ケースごとに必要な帳票のみ発行(出力)していただくシステムであるべきと考えます。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見①（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : A自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙1) 業務フロー ■ 対象箇所 : 1.3. 改葬許可証作成・印刷 ■ 題名 : 改葬許可書等の業務フロー ■ 内容 : 改葬許可証については、現行の業務フローとの差が大きく、イメージがしにくい。 <p>(以下はアンケート回答の後日確認した内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 改葬許可証作成に当たって住民記録システムから死亡者情報の取得を行う際に、死亡者情報が破棄されており取得できないケースがあると思われる。※ • フローでは必ず住民記録システムから死亡者情報を取得するように見えるため補足を入れてほしい。 <p>※ 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条「市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から百五十年間保存するものとする。」→住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第26号）による改正前は5年間保存となっていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 火葬等許可事務システム標準仕様書において示している業務フローは、飽くまで同仕様書の定める機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すためのものですので、御理解願います。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見②（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : B自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙1) 業務フロー ■ 対象箇所 : - ■ 題名 : 火葬許可証交付済証明書について ■ 内容 : <p>当自治体では火葬許可証を交付した人から申請があれば火葬許可証交付済証明書を交付しています。これは改装許可申請時に墓地等に収蔵を証明する書類が無い場合（自宅収蔵等）等に収蔵状況の申述書等と併せて提出するなど利用されています。仕様書に無いようですが、当自治体のシステムのPKG標準にあるものなので、検討をお願い致します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「火葬許可証交付済証明書」の作成・発行については、火葬等許可事務に関する一連の業務フロー外で行われる事務であり、今般の標準化の対象ではないと考えられることから、これに係る機能の実装は見送ることとさせていただきます。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見③（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : C自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙1) 業務フロー ■ 対象箇所 : 1.2. 死胎火葬許可証、死胎埋葬許可証作成・印刷 ■ 題名 : 死産届受領後に火葬許可証を発行することについて ■ 内容 : フロー図をみると、死産票の作成を最初に行うとなっているが、火葬許可証の作成発行を先にさせてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 火葬等許可事務システム標準仕様書において示している業務フローは、同仕様書の定める機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すものであり、各自治体における実際の業務フローを拘束するものではありません。 実際にいかなる業務フローにより業務を処理するのかについては、各自治体の実情等に応じて、引き続き、適切に御判断願います。
4	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : C自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙4) 帳票レイアウト ■ 対象箇所 : 1.1. 死体火葬許可証、1.2. 死胎火葬許可証 ■ 題名 : 死体（胎）火葬許可証の再発行について ■ 内容 : 現在“再発行”ではなく“死体（胎）火葬許可証発行済証明書”で対応しているところだが、今後は“再発行”となるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 火葬等許可事務システム標準仕様書上、一度発行・交付した許可証と同一内容のものを再度発行・交付することを「再交付」といい、令和8年4月1日以降、再交付用の許可証をシステムで発行する場合には、（別紙3）帳票詳細要件及び（別紙4）帳票レイアウトに従い、「再交付」との文言や再交付日を印字する必要があります。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見④（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
5	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : C自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙4) 帳票レイアウト ■ 対象箇所 : 1.2. 死胎火葬許可証 ■ 題名 : 嫡出子でない子の死胎火葬許可証について ■ 内容 : 嫡出子でない子の場合は、父母の本籍、父母の住所、父母の氏名の箇所が全て母のみとなるが、その際は父欄は空欄か。左側のタイトルは父母のままか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 父母の本籍、住所及び氏名のいずれの項目についても、死児が嫡出でない場合には、「父」及び「母」との文言は印字せず、母の情報のみを印字することになりますが、その場合であっても、各記載欄の項目名については、「父母の本籍」、「父母の住所」及び「父母の氏名」のままとすることを想定しています。
6	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : C自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : 機能ID 0390023 (住民記録検索) ■ 題名 : 許可証に記載する死亡者(死産の場合は、父母)及び申請者情報について漢字氏名、生年月日、住所、世帯番号、宛名番号で住民票検索できること。 ■ 内容 : 外国人(特に特別永住者)の死亡届を入力する際に、管内の住民票検索ができないと、すべて手入力となり、入力誤りを起こしやすくなるため、管内に住民票のある外国人も検索できるようにしてほしい。現時点の戸籍情報システムでは情報連携開始前後から住民票検索ができないため、現状外国人の死亡の入力はすべて手入力をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 戸籍情報システムについてお答えする立場にはございませんが、火葬等許可事務システムに関しては、住民記録システムとの連携や住民票検索に係る機能を標準オプション機能としており、ベンダーの判断次第で実装することが可能です。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見⑤（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
7	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : D自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : 機能ID 0390017 (入力)、0390060 (戸籍連携)、0390001 (住基連携) ■ 題名 : 必要情報の入力項目について ■ 内容 : 全ての入力項目について、住基もしくは戸籍システムにある情報はデフォルトで表示し、且つ任意入力可能な仕様とされたい。これは、警察よりの不分明報告よりの分明報告等、多種多様な場合に対応する為、任意入力を可とする必要があるためである。 	<ul style="list-style-type: none"> • 他システムと連携している場合であっても、当該システム上の情報を参照・利用することは必須ではなく、いずれの記載事項についても任意入力（性別については選択）を可能とすることを想定しています。
8	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : D自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : 機能ID 0390030 (交付簿作成機能) ■ 題名 : 交付簿作成機能の必須条件化について ■ 内容 : 現在死亡診断書の電送化が予定されている。後々の、死亡診断書⇒死亡届⇒火葬許可証⇒火葬済証明の電送化（情報連携）を見据え、交付簿の電子データ管理を必須条件としていただきたい。標準化後となろうが、火葬場で使用されている管理システムまでの一連を連携することにより、24時間以内の火葬禁止や火葬済の確認などが確実に管理可能となり、伴って来庁不要となることにより申請人、葬祭業者、自治体職員、火葬業者の業務量削減が見込まれるため。実現には当該システムへの電子署名付与機能搭載が必須と考えられるので、現段階から要件として定義することもありかと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 火葬等許可事務に関する現行の制度・運用等を踏まえると、今般の標準化に当たり御指摘の対応をすることには慎重な検討を要するものと考えますが、引き続き、関連制度・システムの動向やオンライン化の状況等も踏まえながら、適時適切に改定の要否を検討してまいります。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見⑥（自治体）

- 自治体から寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
9	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : D自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : 機能ID 0390040 (印刷設定) ■ 題名 : 印刷設定機能の必須条件化について ■ 内容 : 各種許可証について、改ざん防止用紙に印刷する為、プリンターの種別及びトレイに対し、柔軟に設定を行う必要があるため、必須条件としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> • 御指摘を踏まえ、一部要件を見直した上で、実装必須機能に変更します。
10	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : D自治体 ■ ドキュメント名 : (別紙3) 帳票詳細要件 ■ 対象箇所 : 火葬を行った日時 ■ 題名 : 当該項目の明示について ■ 内容 : 現行の墓地、埋葬等に関する法律施行規則 別記様式第四号には当該項目の表示は無い。当自治体の環境においては、火葬場所にて火葬後に押印される火葬済みスタンプに類するものと推測するが、当該項目についての詳説をお願いする。当該項目については、項番2（事務局注：No.8）で述べたように、確実な管理のため、電送化のタイミングで管理項目として追加するべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> • 御指摘の項目は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第8条に基づき必ず記載することになるものであるということを踏まえ、火葬許可証を出力する際にはあらかじめ印字しておくこととしたものです。 • もっとも、具体的な日時については、火葬を行った後に追記されるべきものであり、火葬許可証作成時に入力するという事は想定していないため、管理項目とはしていません。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見⑦（ベンダー）

- ベンダーから寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
11	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : A社 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : - ■ 題名 : 身体の一部火葬等許可証について ■ 内容 : 身体の一部火葬等許可の事務は標準仕様書に規定はされないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 手術等により切断された手足等は、墓地、埋葬等に関する法律上の「死体」には該当せず、これを火葬しようとする場合であっても、同法上の許可は要しません。 各自治体において許可等を要することとしていたとしても、当該許可等に係る事務は同法に基づく事務ではないことから、当該事務に係る機能は実装しないこととしています。
12	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : A社 ■ ドキュメント名 : (別紙2-1) 機能・帳票要件 ■ 対象箇所 : 機能ID 0390008 (電子公印) ■ 題名 : 電子公印について ■ 内容 : 「支所単位で管理できること」が標準オプション機能と規定されていますが、住民記録システム等では実装不可機能と規定されているため、火葬等許可事務システムでも実装不可機能とした方が良いのではないのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 火葬等許可事務においては、支所毎に異なる電子公印を用いる事例があることから、支所単位での管理を標準オプション機能としています。

4. その他標準仕様書【第1.0版】に対する意見⑧（ベンダー）

- ベンダーから寄せられた標準仕様書【第1.0版】に対するその他の意見と事務局としての考え方は以下のとおり。

No.	御意見	事務局としての考え方
13	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体名 : A社 ■ ドキュメント名 : (別紙4) 帳票レイアウト ■ 対象箇所 : - ■ 題名 : 標準準拠システム移行前の許可証の再発行について ■ 内容 : 標準準拠システム移行前の許可証の再発行を求められた場合も、標準仕様書の帳票レイアウトで出力するのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 現在、各自治体が利用している火葬等許可事務システムからのデータ移行の可否については、火葬等許可事務システムを開発・提供するベンダーの判断によることとなりますが、データ移行がされる場合には当該データに基づき、データ移行がされない場合には許可証情報を新たに作成することにより、それぞれ再交付用の許可証の発行が可能となることを想定しており、いずれの場合においても、(別紙4) 帳票レイアウトに従ったレイアウトで出力する必要があります。 • なお、データ移行がされず、新たに作成した許可証情報に基づき再交付用の許可証の発行をする場合には、システム上「再交付」には該当しないことから、「再交付」との文言等は印字されないことを想定していますが、この場合であっても、出力後の許可証に手書きで「再交付」と付記するなど、再交付用に発行された許可証であることが判別できる措置をとることが望ましいと考えます。 • おって、以上のことは、システムを利用しない方法により再交付用の許可証を発行・交付することを妨げるものではなく、システムを利用しない方法により発行・交付する場合には、必ずしも(別紙4) レイアウトに従ったレイアウトで許可証を作成する必要があるというものではありません。